

委員会提出議案第14号

憲法の「投票価値の平等」を実現することを求める意見書

平成21年8月30日に施行された衆議院議員総選挙の無効請求訴訟において、いわゆる「一票の格差」が、日本国憲法の保障する法の下での平等に反して違憲状態にあるとの最高裁判所の判示がなされたことにより、現在、国会内において、選挙制度の見直しが進められています。

ここでは、小選挙区選挙の区割りの基準となる1人別枠制度について、最高裁判所は「この選挙制度によって選出される議員は、いずれの地域の選挙区から選出されたかを問わず、全国民を代表して国政に関与することが要請されている」のであり、地域性に係る問題のために「投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいえない」と制度の限界を指摘しています。

選挙制度は、議会制民主主義の根幹を支えるものであり、国民主権に関わる重大問題です。

よって、国においては、憲法の「投票価値の平等」を保障する立場から、また、国民の声を適切に反映した民主的制度はどうあるべきかという立場から、選挙制度改革の議論を行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月22日提出

さいたま市議会総合政策委員会

委員長 輿水 恵 一